

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第22回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月4日（火） 13時30分から16時40分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会室長室

3 出席者

（委員会）岡西委員（第8部会長）、塩委員、草尾委員、谷山委員
（総務省）中川第二部長、平原主任調査員ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金7件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金案件6件について審議し、1件についてあっせん案を決定し、5件について訂正不要案を決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の第8部会は、11月11日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月4日（火） 13時30分から16時10分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 室長室
3. 出席者
（委員会）早澤委員（部会長代理）、天野委員、竹本委員
（総務省）桜沢事務室長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正は必要ないとするもの8件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は11月11日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第12部会（第5回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月4日（火） 13時30分から16時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 特別室

3 出席者

（委員会）児玉委員（第12部会長）、小西委員、渡邊委員、北山委員
（総務省）山下次長ほか

4 議題

○ 申立案件の審議

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金8件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

（2）あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件6件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

（3）部会の開催日程等

次回の部会は、11月10日（月）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月5日（水） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪地方合同庁舎第2号館 近畿管区行政評価局第1部長室
3. 出席者
（委員会）大西委員（部会長）、小亀委員、中林委員、山下委員
（総務省）福田主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、国民年金に係る申立案件6件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第9部会は、11月11日（火）13時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第11部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月5日（水） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階特別会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員（部会長）、田中委員、吉岡委員、桐山委員
（総務省）竹下次長、深堀主任調査員、平尾主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件5件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第11部会は、11月12日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第22回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月6日（木） 13時30分から 16時50分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 特別会議室

3 出席者

（委員会）天野委員（第4部会長）、河村委員、角田委員、矢野委員
（総務省）中川第二部長、山下次長ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金9件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

厚生年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要がないと決定した。
また、国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要がないと決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、11月12日（水）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月6日（木） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）児玉委員（第6部会長）、石谷委員、櫻井委員、高熊重勝委員
（総務省）森本調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定した。また、5件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第6部会は11月13日（木）9時30分から開催することとなった。
〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月6日（木） 13時30分から17時10分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室

3. 出席者 中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員
（総務省）柳木班長

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

- (1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。

- (2) あっせん案等の決定（国民年金7件）

案件7件のうち3件についてはあっせん、1件については一部あっせん、他の3件は訂正不要と決定した。

- (3) 次回の第7部会は11月13日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月7日（金） 13時30分から17時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、小牧委員
（総務省）次長、班長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件、国民年金3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定（厚生年金4件、国民年金3件）
厚生年金事案4件のうち2件は厚生年金保険特例法に基づきあっせんし、残りの厚生年金事案2件及び国民年金事案3件については、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回は、11月14日（金）午後1時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月7日（金） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員
（総務省）城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件、厚生年金〔脱退手当金〕2件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの6件、厚生年金〔脱退手当金〕事案について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの1件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第5部会は、11月10日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第23回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月10日（月） 13時20分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員
（総務省）城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金9件、うち脱退手当金に関するもの3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているか、また、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金事案について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案5件（うち脱退手当金に関するもの1件）及び年金記録の訂正の必要はないとするもの4件（うち脱退手当金に関するもの1件）を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第5部会は、11月17日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第12部会（第6回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月10日（月） 13時20分から16時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 特別室

3 出席者

（委員会）児玉委員（第12部会長）、小西委員、渡邊委員、北山委員
（総務省）山下次長ほか

4 議題

○ 申立案件の審議

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（厚生年金1件、国民年金8件）。

厚生年金事案の審議に当たっては、申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合的に考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

（2）あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件5件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

（3）部会の開催日程等

次回の部会は、11月17日（月）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第23回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月11日（火） 13時30分から 17時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第二会議室

3 出席者

（委員会）岡西委員（第8部会長）、塩委員、草尾委員、谷山委員
（総務省）中川第二部長、平原主任調査員ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金10件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金案件6件について審議し、1件についてあっせん案を、5件について訂正不要案を決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の第8部会は、11月18日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第23回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月11日（火） 13時15分から17時10分
2. 場 所 大阪地方合同庁舎第2号館 近畿管区行政評価局第1部長室
3. 出席者
（委員会）大西委員（部会長）、小亀委員、中林委員、山下委員
（総務省）田所総務部長、福田主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金9件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
なお、申立案件のうち1件については、申立人からの口頭意見陳述を受け、その内容を踏まえて審議を行った。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、国民年金に係る申立案件5件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第9部会は、11月18日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第23回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月11日（火） 13時30分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員
（総務省）桜沢事務室長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件、納付記録の訂正は必要ないとするもの5件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は11月18日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第23回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月12日（水） 13時30分から16時30分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第2会議室

3 出席者

（委員会）河村委員（第4部会長代理）、角田委員、矢野委員、中川委員
（総務省）中川第二部長ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（厚生年金6件、国民年金6件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

厚生年金に係る申立案件7件について、3件は年金記録を訂正する必要があると、4件は年金記録を訂正する必要がないと、国民年金に係る申立案件3件については、1件は年金記録を訂正する必要があると、2件は年金記録を訂正する必要がないと決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、11月19日（水）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第11部会（第7回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月12日（水） 13時30分から17時00分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階特別会議室

3. 出席者

（委員会）川口委員（部会長）、田中委員、吉岡委員、桐山委員
（総務省）竹下次長、深堀主任調査員、平尾主任調査員ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件4件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第11部会は、11月19日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第23回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月13日（木） 9時30分から12時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）児玉委員（第6部会長）、櫻井委員、高熊重勝委員
（総務省）田所総務部長、森本調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定した。また、5件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第6部会は11月20日（木）13時30分から開催することとなった。
〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第23回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月13日（木） 13時30分から17時00分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室

3. 出席者 中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員
（総務省）柳木班長

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

- (1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金9件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。

- (2) あっせん案等の決定（国民年金8件）

案件8件のうち2件についてはあっせん、他の6件は訂正不要と決定した。

- (3) 次回の第7部会は11月20日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第23回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月14日（金） 13時30分から17時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、中井委員、小牧委員
（総務省）次長、班長ほか
4. 議題
 - (1) 口頭意見陳述の実施等
 - (2) 申立案件の審議
 - (3) あっせん案等の決定
5. 会議経過
 - (1) 口頭意見陳述の実施等
申立人の希望により口頭意見陳述を実施し、その結果を踏まえ再度審議を行った。
 - (2) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件、国民年金3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (3) あっせん案等の決定（厚生年金5件、国民年金3件）
国民年金事案3件のうち2件はあっせんし、残りの国民年金事案1件及び厚生年金事案5件については、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回は、11月21日（金）午後1時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第24回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月17日（月） 13時20分から16時50分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員
（総務省）城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金9件、厚生年金〔脱退手当金〕2件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの6件、厚生年金事案について年金記録の訂正の必要はないとするもの5件（うち脱退手当金に係る申立2件）を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第5部会は、11月28日（金）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第12部会（第7回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月17日（月） 13時30分から16時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 特別室

3 出席者

（委員会）児玉委員（第12部会長）、小西委員、渡邊委員、北山委員
（総務省）中川第二部長、山下次長ほか

4 議題

○ 申立案件の審議

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金9件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

（2）あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件4件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

（3）部会の開催日程等

次回の部会は、11月25日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第24回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月18日（火） 13時30分から 17時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第二会議室

3 出席者

（委員会）岡西委員（第8部会長）、塩委員、谷山委員

（総務省）中川第二部長、平原主任調査員ほか

4 議題

(1) 申立案件の審議

(2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金11件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金案件7件について審議し、1件についてあっせん案を、6件について訂正不要案を決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の第8部会は、11月25日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第24回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月18日（火） 13時30分から17時05分
2. 場 所 大阪地方合同庁舎第2号館 近畿管区行政評価局第1部長室
3. 出席者
（委員会）大西委員（部会長）、小亀委員、中林委員、山下委員
（総務省）福田主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金10件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件4件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第9部会は、11月26日（水）13時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第24回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月18日（火） 13時30分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員
（総務省）桜沢事務室長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金9件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正は必要ないとするもの8件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は11月25日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第24回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年11月19日（水） 13時30分から17時10分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第2会議室
- 3 出席者
（委員会）天野委員（第4部会長）、角田委員、矢野委員、米子委員
（総務省）山下次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った（厚生年金1件、国民年金9件）。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件9件について、年金記録を訂正する必要がないと決定した。
 - (3) 部会の開催日程等
次回の部会は、11月27日（木）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第11部会（第8回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月19日（水） 13時30分から17時00分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階特別会議室

3. 出席者

（委員会）川口委員（部会長）、田中委員、吉岡委員、桐山委員
（総務省）竹下次長、深堀主任調査員、平尾主任調査員ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件5件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第11部会は、11月28日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第24回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月20日（木） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）児玉委員（第6部会長）、櫻井委員、高熊重勝委員
（総務省）田所総務部長、森本調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金9件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件を審議し、決定した。また、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第6部会は11月27日（木）9時30分から開催することとなった。
〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第24回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月20日（木） 13時30分から17時20分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室

3. 出席者 中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員
（総務省）柳木班長

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

- (1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金9件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。

- (2) あっせん案等の決定（国民年金9件）

案件9件のうち1件についてはあっせん、他の8件は訂正不要と決定した。

- (3) 次回の第7部会は11月27日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第24回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月21日（金） 13時30分から17時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）第2部会：島川委員（部会長）、中井委員、小牧委員
（総務省）次長、班長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の決定
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金6件、国民年金2件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定（厚生年金5件、国民年金3件）
国民年金事案5件及び国民年金事案3件は、いずれも年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回は、11月28日（金）午後1時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第25回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月25日（火） 13時30分から 17時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第二会議室

3 出席者

（委員会）岡西委員（第8部会長）、塩委員、草尾委員、谷山委員
（総務省）中川第二部長、平原主任調査員ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金10件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金案件6件について審議し、2件についてあっせん案を、4件について訂正不要案を決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の第8部会は、12月2日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第25回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月25日（火） 13時30分から16時50分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員
（総務省）桜沢事務室長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案5件、納付記録の訂正は必要ないとするもの4件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は12月2日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第12部会（第8回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月25日（火） 13時30分から16時00分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 特別室

3 出席者

（委員会）児玉委員（第12部会長）、小西委員、渡邊委員、北山委員
（総務省）山下次長ほか

4 議題

○ 申立案件の審議

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金8件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

（2）あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件5件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件2件及び厚生年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

（3）部会の開催日程等

次回の部会は、12月1日（月）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第25回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月26日（水） 13時15分から17時05分
2. 場 所 大阪地方合同庁舎第2号館 近畿管区行政評価局第1部長室
3. 出席者
（委員会）大西委員（部会長）、小亀委員、中林委員、山下委員
（総務省）福田主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金10件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
なお、申立案件のうち1件については、申立人からの口頭意見陳述を受け、その内容を踏まえて審議を行った。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件6件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、国民年金に係る申立案件5件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第9部会は、12月3日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第25回）議事要旨

1 日 時 平成20年11月27日（木） 13時30分から17時10分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 会議室

3 出席者

（委員会）天野委員（第4部会長）、矢野委員、樽谷委員

（総務省）中川第二部長ほか

4 議題

(1) 申立案件の審議

(2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（厚生年金2件、国民年金5件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

厚生年金に係る申立案件4件について、2件は年金記録を訂正する必要があると、2件は年金記録を訂正する必要がないと、国民年金に係る申立案件6件については、3件は年金記録を訂正する必要があると、3件は年金記録を訂正する必要がないと決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、12月5日（金）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第25回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月27日（木） 9時30分から12時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
(委員会) 児玉委員(第6部会長)、石谷委員、櫻井委員、高熊重勝委員
(総務省) 森本調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。(国民年金9件)
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定した。また、5件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第6部会は12月4日（木）13時30分から開催することとなった。
(文責：委員会事務室)
(速報につき修正の可能性あり)

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第25回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月27日（木） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室
3. 出席者 中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員
（総務省）柳木班長
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) あっせん案等の決定（国民年金9件）
案件9件のうち5件についてはあっせん、他の4件は訂正不要と決定した。
 - (3) 次回の第7部会は12月4日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第25回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月28日（金） 13時30分から17時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、中井委員、小牧委員
（総務省）次長、班長ほか
4. 議題
（1）申立案件の審議
（2）あっせん案等の決定
5. 会議経過
（1）申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件、国民年金4件）
継続とされていた1件を含め9件の審議を行い、審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
（2）あっせん案等の決定（厚生年金6件、国民年金1件）
国民年金事案1件はあっせんと決定し、残りの厚生年金事案6件は、いずれも年金記録を訂正する必要はないと決定した。
（3）次回は、12月5日（金）午後1時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第25回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月28日（金） 13時20分から16時50分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員
（総務省）城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金8件、うち脱退手当金に関するもの4件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているか、また、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金事案について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの6件（うち脱退手当金に関するもの3件）を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第5部会は、12月1日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第11部会（第9回）議事要旨

1. 日 時 平成20年11月28日（金） 13時30分から17時00分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階特別会議室

3. 出席者

（委員会）川口委員（部会長）、田中委員、吉岡委員、桐山委員
（総務省）深堀主任調査員ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件6件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第11部会は、12月3日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕